

茅ヶ崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

茅ヶ崎市長 佐藤光

茅ヶ崎市規則第42号

茅ヶ崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市印鑑条例施行規則（昭和50年茅ヶ崎市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6条第2項中「（第2号様式）」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「第8条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「（第4号様式）」を削り、同条を第10条とする。

第12条第1項を削り、同条第2項中「第8条」を「第7条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第11条とする。

第13条第2項中「（第6号様式）」を削り、同条を第12条とする。

第14条中「第7号様式」を「別記様式」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第1号様式から第6号様式までを削る。

第7号様式中「（第14条関係）」を「（第13条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。